

内閣府・経済産業省合同政策会議（概要）

日 時：平成 21 年 12 月 9 日（水） 16:00～16:40

場 所：衆議院第一議員会館仮庁舎地下 1 階民主党 A 会議室

出席者：大島内閣府副大臣，古川内閣府副大臣，増子経済産業副大臣，田村内閣府大臣政務官，高橋経済産業大臣政務官，近藤経済産業大臣政務官

議 題：独占禁止法の改正等について

1．会議冒頭あいさつ

（古川内閣府副大臣）本日は，公正取引委員会が行う審判手続の見直しに関する「独占禁止法の改正等に係る基本方針」について意見交換をさせていただきたく，政策会議を開催させていただいた。

現在，独占禁止法の規定により公正取引委員会が行っている審判制度については，行政処分を行った公正取引委員会が，自ら当該行政処分の適否を判断する仕組みであるという点について，公平性に欠けるのではないかと指摘がなされてきたところであり，民主党は，平成 20 年 12 月に提出した独占禁止法改正法案の附則や，本年 7 月に公表した民主党政策集 INDEX 2009 において，その廃止を主張してきたところである。

このような経緯を踏まえ，内閣府において，田村大臣政務官を中心とした，公正取引委員会担当の政務三役が，独占禁止法の審判手続の見直しについて鋭意検討を重ねてきたところ，本日，その検討結果を報告するに至ったものである。政府としては，本日の議論を踏まえ，公正取引委員会の審判制度を全面的に廃止する独占禁止法改正法案を次期通常国会に提出したいと考えている。

（増子経済産業副大臣）独占禁止法改正法案の審議は経済産業委員会で行われるため，本日の政策会議に出席させていただいた。

先の通常国会でも審判制度を含めた様々な議論を行い，公正取引委員会からも，審判制度を速やかに見直す旨の約束を取り付けていたところである。これを前提に，来年の通常国会に独占禁止法改正法案を提出したいと考えている。

来年の通常国会においては，下請・中小企業いじめの問題や，現在大きな話題となっているコンビニエンスストアの優越的地位の濫用の問題など，様々な問題を含めて議論する必要があるので，積極的に意見を交換していただき，本日の議論が来年の審議につながれば幸いである。

2．田村内閣府大臣政務官から，独占禁止法の改正等について説明。[資料 1]

3．出席議員からの主な発言

（近藤政務官）民主党の独占禁止法・競争政策 P T の座長として独占禁止法の改正に関わってきた経緯もあり，この議論に参加させていただいた。公正取引委員会は内閣府に属しているが，御承知のとおり独占禁止法の審議は経済産業委員会で行われる。これまで，民主党として，強い公正取引委員会になってもらうことを支持，応援し，脱談合社会を実現していきたいという観点から，刑事罰の引上げ，課徴金の強化，リニエンシー制度の導入，犯則調査権限の導入などの累次の法改正に協力している。ただし，審判制度については，公正取引委員会が裁判官と検察官を兼ねるようなもので適当ではないと

の指摘がかねてからあり、従来から民主党としては廃止を主張してきており、その旨の法案を提出している。そうした経緯を踏まえ、今般、政務三役と公正取引委員会の事務方に基本方針について整理をしていただいた。御意見・御質問があれば承りたい。

(田中衆議院内閣委員長) 独占禁止法の強化は大切かもしれないが、現在一番問題なのは、公正取引委員会そのものが、企業格差あるいは天下りの問題がある中で、中小零細企業に冷たい、つまり、中小零細企業が公正取引委員会に不当廉売等の申告をしたとしても、法的措置が採られない場合が多いということである。例えば、酒類業界、家電業界、プロパンガス業界等で現実に問題が起きている。この法案によって、そういう問題にしっかり対応できるかどうか。法改正を重ねてきたといっても、現実に今の公正取引委員会の状態では、はっきり申し上げて、それらの問題に対応できていない。なぜ既存の個人商店の酒屋が縮小したりなくなったりしているのか。それは大手小売店による安売りの問題が出てきているからであり、大手小売店の小売価格よりも高い卸価格になっているという流通の問題である。経済産業政策で取り組んできたにもかかわらず、これらの問題の解決がなされていない。この法案がこのような問題への解決につながるのか。

(近藤政務官) 御指摘の問題は、まさに優越的地位の濫用、不当廉売の問題である。不当廉売の問題とは、不当な安売りにより、街の家電屋、ガソリンスタンドといったものがすべて撤収してしまう問題である。これについては、先の法改正により優越的地位の濫用や不当廉売について課徴金が導入されて抑止力の強化が図られている。また、公正取引委員会に加えて中小企業庁においても、その取引実態の把握に努めている。それらに基づき、どのような場合に課徴金をかけられるのかという、課徴金の対象を明らかにするため、公正取引委員会はこれからガイドラインを策定し、法執行を行っていく必要がある。政府として、そのような実態を把握して、ガイドラインをこれから作りながらしっかりと運用しなければならないということである。また、これは個人的見解であるが、審判制度がなくなる結果、公正取引委員会は、より審査、法執行に注力できるようになるとの期待も込めているところである。

(田村政務官) この問題については、公正取引委員会は従来から熱心に取り組んでいると思う。民主党も中小企業いじめ防止法案、すなわち下請法を更にパワーアップした法案を提出しているところであるが、そういった中小企業保護のための法改正については、改めて御意見をいただきつつ検討してまいりたい。公正取引委員会は独立行政委員会であり、政務三役であっても日々の法執行について命じることは適当でない。一方で、法案の作成は政の仕事である。政府として中小企業いじめ防止法案を提出するということになれば、公正取引委員会の事務方に法律を策定してもらい提出するか、今の下請法を改正するか、あるいは新たな法律を、場合によっては中小企業庁から出すのか、そこは色々な選択肢があるので、皆さんにも与党としてどうするか御意見、御指導を頂きたい。

(田中衆議院内閣委員長) ガソリンスタンド、酒屋、家電小売店が次々と潰れていくという現実に起きている問題がこの法律によってどうなるかということを知りたい。公正取引委員会のやり方がおかしいからこのような悲惨な事態になっている。

(田村政務官) 今回の法改正の内容は、公正取引委員会が行った処分に不服のある事業者が今まで審判に訴えていたものを、東京地裁に訴えるようにするという制度の見直しであり、公正取引委員会がどのように処分をしていくのか、執行していくのかということとは別の話である。したがって、今回の法改正は中小企業の問題には関係がない。

(田中衆議院内閣委員長) そうであれば、この見直しをしても現場の問題の解決にはならない。現場はそのような法改正を求めていない。自分たちの日々の問題を解決してほしい。

いと思っている。公正取引委員会は、中小企業のために動いてくれないという現実がある。この見直しで中小企業の問題の解決にはならないというのであれば、今後は中小企業のために具体的にどのような措置を立法していくのかということと並行して検討していかねばならないと思う。

(近藤政務官) 今般の改正の結果、公正取引委員会は、捜査機関としてより審査・摘発に注力することができるようになると考えている。一方で、そういった中小企業環境について、新たな法体系をどうするかについては、御意見を頂きつつ検討してまいりたい。

(北神衆議院経済産業委員会筆頭理事) 審判制度を廃止して不服審査手続を地方裁判所に委ねる際、専門性を確保するために東京地裁へ管轄を集中するというが、極めて複雑で法律と経済の関わる独占禁止法違反事件を扱うための、地方裁判所レベルの裁判官や弁護士といった人的インフラは大丈夫なのか。

(田村政務官) 確かに地方裁判所には独占禁止法違反事件の不服審査を扱った経験がないが、今でも東京高裁・最高裁では、審判に不服があった場合の独占禁止法違反事件の審理を行っているところであり、裁判所に全くノウハウがないということではない。この点は今後、裁判所の方において検討されるものとする。全く新しい話ではないということは御理解いただきたい。他方、弁護士については、現行法においても審判で企業へのアドバイスなどを行っており、東京高裁・最高裁においても独占禁止法違反事件に関わっている。

(三谷光男議員) 地方裁判所に不服審査の機能が移管されるに当たって、専門性をどのように担保していこうとしているのか。基本的には、与党は改正の内容には異論はないであろうから、運用をどうするかということをよく考え、混乱がないようにしなければならない。

(田村政務官) 地方裁判所で審理を行うための体制は、新たに整備する必要がある。審判制度を廃止するという改正法案が通った後、実際にいつ審判制度を廃止するかということは、そういった体制の整備に関わることであり、これから検討してまいりたい。

(近藤政務官) 本日は、基本的な骨格をお示ししたものであり、頂いた御指摘を踏まえつつ詳細な制度設計を行っていく予定である。これまで、審判を廃止して裁判所に行くことについて、本当に裁判所で裁けるのか、裁判官は育っているのかという不安もあったが、そういうことも踏まえて、東京地裁に管轄を集中してきちんとした体制を整えた方がよいということになった。同時に、いきなり裁判所で裁かれるということにはならないよう、手厚い事前手続を行うことも含めた改正案としている。

(北神衆議院経済産業委員会筆頭理事) 法的措置の件数はどのくらいあるのか。取締りに注力するというのであれば、その件数も増えそうなものだが。公正取引委員会の体制整備も必要であろう。

(近藤政務官) お配りした「公正取引委員会の重点施策」[資料2]の3頁に記載があるが、公正取引委員会による法的措置の件数は年間20件程度である。

(北神衆議院経済産業委員会筆頭理事) 公正取引委員会の体制を強化するというのは、民主党の中長期的な方針である。今回の改正により、公正取引委員会の体制は強化されるのか。

(田村政務官) 今回の改正は公正取引委員会の行政処分後の手続の話であるので、審判制度を廃止すれば当然に公正取引委員会の体制が強化されるというわけではないが、例えば、審判を担当していた人員の審査への再配置により、結果的に公正取引委員会の法執行体制の強化につながることも考えられる。マニフェストにもあるように、民主党は公

正取引委員会の強化を主張している。毎年増えているとはいえ、まだまだ人員の増強は不十分であると従来から考えている。審判制度を廃止するからといって人員を減らすものではないというのは皆さんも同じ考えと思う。このような間接の効果は期待したい。

(近藤政務官) 今日、田村政務官から、内閣府の担当政務三役の案をお示しした。今後のスケジュールについては、次期通常国会に法案を提出するという運びになるかと思う。処分前手続に関しては、これまでは公正取引委員会の規則で決まっていた部分が多いが、行政手続法上の聴聞手続における手続保障の水準を基本として、できる限り法文にきちんと規定するという基本方針で作業が進められるということである。改正法案は経済産業委員会での審議になるが、折に触れて先生方の御意見を賜りたい。

(田村政務官) 今後中身を詰めて法案を作っていくが、政策会議の場を中心に先生方から御意見を頂く場を設けていきたいと考えており、よろしく願いしたい。

(以上)